

### 3 .違法民泊対策の取組について 【資料1】

# 旅館業法違反が疑われる事案への対応（違法民泊対策）

## 民泊の現状

- 平成30年6月15日、民泊に関するルールを定めた住宅宿泊事業法及び違法民泊への取締りを強化する改正旅館業法が施行。
- 住宅宿泊事業の届出住宅数:**29,325件**（令和7年1月15日時点）／簡易宿所数:**44,901件**（令和7年3月31日時点）  
／特区民泊認定数:**5,893施設 16,271居室**（令和6年12月末時点）
- 旅館業法違反のおそれがあると地方自治体が把握している事案は、**令和6年度全国1,151件**。
- 令和5年3月末時点の住宅宿泊仲介業者等109社の取扱件数の合計は**92,429件**で、前回（令和4年3月）調査から11,924件減少。

## 法施行後の主な取組

### （地方自治体への対応）

- 違法民泊取締りに当たって地方自治体から多く寄せられる疑義照会への回答を、**旅館業法FAQ**として取りまとめ、地方自治体に発出（平成30年10月15日発出、令和2年10月12日更新）。
- **違法民泊の利用・運営の問題点を呼びかける啓発メッセージ**を、厚生労働省HPや旅行者向け情報サイトへ掲載。
- **外国語訳(16カ国語)も作成**し、厚生労働省HPへ掲載したほか、自治体に提供。
- 適法性の確認のため実施している旅館業法上の許可物件を報告する際の自治体及び当省での確認作業の一部をRPA化（手動で行っていた作業を自動化）等することで、より迅速に正確な情報把握を行う。さらに、自治体及び国における作業の効率化を図る（令和6年1月報告分より実施）。
- 旅館業法に基づく命令・罰則などの事例の周知等により、無届民泊をはじめとした旅館業法違反に対する厳正な取組や罰則などによる無届民泊の抑止の推進など旅館業の適正な運営の確保を図るため、地方自治体に通知を発出（令和8年1月20日発出）。
- 旅館業法に基づき、公衆衛生上の規制のみならず、生活環境の悪影響を防止する一定の規制が可能であることを踏まえた適切な取組がなされるよう旅館業における衛生等管理要領を改正し、地方自治体に周知（令和8年1月20日発出）。

### （関係省庁間の連携）

- **違法民泊対策関係省庁連絡会議**を開催して関係省庁における取組を紹介し、情報共有・連携強化に取り組んできた。  
※違法民泊取締り対策に関する連携強化を進めるため、平成30年5月21日に設置。第5回を令和2年12月18日に開催。
- 地方自治体と協力して**民泊仲介サイトにおける取扱い物件**について適法性の確認を行い、適法と確認できなかった物件については仲介業者等に対して**削除するよう指導**を行った。
- **厚生労働省HPには、地方自治体の旅館業法許可物件掲載ページを掲載**し、仲介業者に通知。仲介業者が取扱い物件の適法性を速やかに行えるようにした。
- 関係省庁で、**住宅宿泊事業法の届出物件、旅館業法の許可物件、特区民泊の認定施設を一括で管理するデータベースを構築**。平成31年4月以降は、仲介業者がデータベースの情報との照合を行うことで、適法性の確認作業の効率化、精度の向上が実現。

### （その他）

- 旅館業法の特例である「特区民泊」を実施する事業者に関して、欠格事由や立入検査、業務改善命令等の規定を整備した**改正国家戦略特別区域法**が**令和2年9月1日から施行**。